

保育所・認定こども園・幼稚園の手続きにマイナンバーの記入が必要となりました

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき、手続きの際にマイナンバー（個人番号）の記入が必要になりました。

については、支給認定申請書及び利用申込書を提出する際には、マイナンバー（個人番号）等の確認に必要な書類を封筒に入れ添付してください。

個人番号の利用目的

提出を受けた個人番号は、子ども・子育て支援法による教育・保育給付の支給に関する事務であって、支給認定の審査など、法令で定めるものに限り、必要な範囲で取り扱います。

個人番号確認と身元確認について

「支給認定申請書」世帯の状況欄に保護者、施設利用児童、その他の同居の世帯員の個人番号を記載してください。

申請者以外の方の個人番号については、申請者において間違いないように記入してください。

申請者＝支給認定申請書の**保護者氏名**の方の次の添付書類が必要となります。

マイナンバーカード（個人番号カード）を持っておられる場合

マイナンバーカードの表裏の両面の写し（コピー）を添付してください。
添付書類はこの1点だけで結構です。

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない場合

次の①と②の写し（コピー）を添付してください。

① 番号確認書類

個人番号の通知カード

② 身元確認書類

次のアに該当する書類のいずれか1点、又は、イに該当する書類の場合はいずれか2点の写し（コピー）を添付してください。

ア 写真付き身分証明・・・次の中から1点

- 運転免許証
- パスポート
- 写真付き身分証明書（社員証・学生証等）

イ その他の身元確認書類（写真なし）・・・次の中から2点

- 公的医療保険の保険証
（国民健康保険・健康保険・介護保険等の被保険者証）
- 年金手帳
- 写真なし身分証明書
- その他

※上記の書類が準備できない場合はご相談下さい。

【問い合わせ先】子育て推進課0866-54-1328